

大通達甲（交企）第3号
大通達甲（交指）第8号
大通達甲（運免）第13号
平成21年12月18日

簿冊名	本部	例規(1年)
	学校・署	例規
保存期間	本部	1年
	学校・署	常用

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

交 通 部 長

後部座席におけるシートベルトの着用徹底対策の強化について（通達）

昨年6月の改正道路交通法の施行に伴い、全座席のシートベルト着用が義務化されたが、本年10月のシートベルト着用状況全国調査の結果、本県での後部座席の着用率は一般道で23.3%、高速道で65.2%にとどまっており、特に一般道での着用率は全国平均の着用率の33.5%を大きく下回るなど、いまだ後部座席着用の定着化に至っていない状況にある。

交通事故発生時の被害軽減のため、後部座席におけるシートベルトの着用は極めて重要であることから、下記により、着用効果を理解させるための交通安全教育や広報啓発活動を推進するなど着用徹底対策の強化を図られたい。

なお、「後部座席におけるシートベルトの着用促進について」（平成18年7月27日付け大通達甲（交企）第6号ほか）は、廃止する。

記

1 広報啓発活動の推進

各市町村、関係機関・団体等と協力・連携し、後部座席のシートベルト着用率向上に向けた積極的かつ効果的な広報啓発活動を推進すること。

また、タクシー乗り場、行楽地等の後部座席に乗車する者が多い場所、高速道路のSA・PA等において、ポスター、リーフレット等を活用した広報啓発活動を推進すること。

2 効果的な交通安全教育の実施

各種交通安全教育、イベント等において、衝突実験映像やシートベルト非着用の後部座席乗員が車外放出等の被害に遭った具体的な事例に関する資料及びシートベルトコンビンサー等を用いた着用効果を実感できる効果的な交通安全教育を実施すること。

また、更新時講習等の運転者教育、安全運転管理者講習等においても、運転席及び助手席の着用と併せて、後部座席におけるシートベルトの着用が徹底されるように指導すること。

3 企業経営者に対する働き掛けの強化等

後部座席に乗車する可能性が高い企業経営者自らが率先してシートベルトを着用するよう、企業を訪問して経営者と面接して啓発活動を実施するとともに、全席シートベルト着用モデル事業所を指定するなどして、職域等における着用気運の盛上げと着用の徹底を図ること。

4 交通指導取締りの強化及び着用指導の徹底

高速道等においては、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト装着義務違反の指導取締りを強化するとともに、一般道においては、交通指導取締り、検問等の際に後部座席同乗者に対する着用指導を徹底すること。

5 警察職員の着用の徹底

法定の除外事由に該当するなどやむを得ない場合を除き、公私を問わず、警察職員が自動車を運転する際には後部座席同乗者に確実にシートベルトを着用させるとともに、警察職員が自動車の後部座席に乗車する際にはシートベルトを着用すること。

〔 交通企画課安全係
交通指導課指導取締係
運転免許課講習係 〕